

土砂災害特別警戒区域で必要となる届出及び許可等

- 1 法第10条第1項で定める行為（以下、「特定開発行為」という。）の許可
- 2 土砂災害特別警戒区域指定前に特定開発行為に着手している場合の届出（法第14条）
※指定の日から起算して21日以内に届出しなければならない。
- 3 国又は地方公共団体が行う特定開発行為の協議（法第15条）
- 4 特定開発行為の許可を受けた者の許可事項の変更の許可（法第17条）
- 5 特定開発行為に係る対策工事等の完了の届出（法第18条）
- 6 特定開発行為の廃止の届出（法第20条）
- 7 居室を有する建築物に対する建築基準法の適用（法第25条）

◎その他、指定区域において、災害発生を助長する有害行為は行わないようご注意ください。